

議案第38号

石岡市農産物直売センター石岡そだち条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市農産物直売センター石岡そだち条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成30年3月31日をもって、石岡市農産物直売センター石岡そだちを廃止するため。

石岡市農産物直売センター石岡そだち条例を廃止する条例

石岡市農産物直売センター石岡そだち条例（平成18年石岡市条例第36号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市農産物直売センター石岡そだち条例(平成18年石岡市条例第36号)」を削る。